

外国子会社へ出向した社員に付与したストックオプションの課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

内国法人である上場会社甲社の100%外国子会社乙社に役員として出向している丙（甲社では使用人）は、その出向期間中に甲社の株式に係るストックオプションについて、以下のような取引等を行った。

- ① 2001年8月に甲社の株式に係るストックオプションを付与される契約を甲社と締結した。
- ② 2003年9月にストックオプションを、付与された行使価額700円（1株当たり）で行使し、甲社株式を購入した。なお、行使時の甲社株式の市場価額は1株当たり1,500円であった。
- ③ 2003年10月にストックオプションの行使によって9月に購入した甲社株式を1株当たり2,000円で売却した。

わが国における、課税関係はどのようになるのか。

なお、丙は、2001年1月より現在まで引き続き国内に恒久的施設を有しない非居住者であり、甲社のストックオプションは商法の規定に従つたものであり、また租税特別措置法29条の2（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）の条件を満たす、いわゆる「適格ストックオプション」であり、丙の権利行使・譲渡など一連の取引もそれに従っている。

〔ポイント〕

ストックオプションには、適格とされるものと非適格とされるものがあるが、それらの相違点を中心に次のとおり検討する。

- 1 内国法人が付与したストックオプションに係る課税の概要
- 2 非居住者への適用関係

〔検討〕

1 内国法人が付与したストックオプションに係る課税の概要

- (1) ストックオプションの付与及び行使までの課税関係

発行法人から所得税法施行令84条（株式等を取得する権利の価額）に規定するストックオプションを発行法人等の取締役・使用人（以下「取締役等」という。）が付与され、それを行使した場合、行使日の市場価額と行使価額の差額は原則として給与所得とされ、行使の申込みのあった日に収入すべきものとされる（所令84、所基通23～35共-6、23～35共-6の2）。

なお、付与されたストックオプションを行使しなかった場合には、付与された事実についての課税は行わないものとされる（所基通23～35共-6の2なお書き）。

しかしながら、発行法人等の取締役等である「個人」が、商法280条ノ21第1項に規定する新

株予約権等のうち、一定の要件を備えるものを付与され、その要件に従って行使し、さらに行使の際に当該権利者が発行法人の大口株主でなかったことを誓約等した場合には、行使したことによる経済的利益、すなわち、行使日の市場価額と行使価額の差額については、行使した時点では所得税を課さないとしている（措法29の2）。これが、「適格ストックオプションの行使に係る経済的利益の非課税」の規定である。

（2）株式譲渡における課税関係

ストックオプションを行使して取得した株式を譲渡した場合には、通常、譲渡所得として課税されることとなるのであるが、それが適格であるか否かによって、その計算は異なったものとなる。

譲渡所得は譲渡価額から取得費等を控除することにより求められるものであるが、租税特別措置法29条の2の規定に従った「適格ストックオプション」の行使により取得した株式（以下「特定株式」という。）の譲渡である場合には、その取得費は当該ストックオプションの行使に関し払い込んだ金額、つまり行使価額となり、ストックオプションの行使時に課税されなかつた経済的利益の部分も含めて譲渡所得として課税されることとなる（措法29の2⑦、措令19の3⑫、所令109①一）。

他方、非適格ストックオプションの場合、すなわち取締役等が所得税法施行令84条に掲げる権利の行使により取得した場合には、控除すべき取得費は行使日の市場価額である（所令109①二）。これは、行使日の市場価額と行使価額の差額については給与所得とされているためである。

2 非居住者への適用関係

（1）適格ストックオプションの場合

イ 付与時の経済的利益

適格ストックオプションに係る規定は、「個

人」が付与された場合の規定であり、「非居住者に対する課税の方法の特例」にも言及していることから、当然に非居住者も対象としており、行使した場合の経済的利益については居住者と同様に非課税となる。

ロ 株式譲渡益

国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合、人的役務提供事業の対価及び不動産所得のほか、国内源泉所得のうち国内にある資産の運用若しくは保有又は国内にある不動産の譲渡により生ずるものその他政令で定めるものが申告納税の対象となり、租税特別措置法29条の2第1項及び第2項の規定をすべて満たして取得した株式は「特定株式」とされ当該株式の譲渡に係る所得も、これに含まれることとされている（措法29の2⑦、措令19の3⑭）。

「特定株式」の譲渡所得については、基礎控除等の特定の控除を適用できる場合はそれらの控除を適用した後、20%の税率で課税される（措法37の12①）。

「特定株式」の譲渡所得の軽減税率の7%は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に限って適用されることとされている（措法37の11①、②）。

（2）非適格ストックオプションの場合

イ 付与時の経済的利益

発行法人から所得税法施行令84条に規定するストックオプションを取締役等が付与され、それを行使した場合、行使日の市場価額と行使価額の差額は原則として給与所得とされ、行使の申込みのあった日に収入すべきものとされることは、既述のとおりであるが、その給与所得とされる所得の中で、国内源泉所得となる部分のみが課税の対象となる（所法164②二）。

付与されてから行使するまでの期間に、日本国内において勤務等を行った期間があれば、経済的利益のうち、国内勤務期間に対応する部分が国内源泉所得となり、その20%が源泉徴収さ

れる（所法212、213）。建設事務所等の恒久的施設を有する非居住者の場合の国内事業に帰するものでない部分及び国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合には源泉徴収で課税関係は完結する（所法161八、164②、169、170）。

支店等の恒久的施設を有する非居住者等の場合には事業所得と合わせて総合課税で申告することとなる（所法161一、164①、165）。

口 株式譲渡益

適格ストックオプションとされない場合、所得税法施行令84条に規定するストックオプション行使して株式を取得したとしても、その株式は「特定株式」とはならない。したがって、国内に恒久的施設を有しない者の株式譲渡益については、その取引が特段「買い集め」や「事業譲渡類似」等に該当するものでない限り日本における課税はないことになる（所令291①）。

支店等を有する非居住者等の場合には、通常国内にある資産の譲渡として国内源泉所得となることから、申告が必要となる（所法161一、164①一、所令280②二）。

なお、譲渡所得の計算で控除すべき取得費は、払込価額ではなく行使日の市場価額とされている（所令109①二）。また、税率は通常の上場株式の譲渡所得としての軽減税率の7%が適用される（措法37の11①、②）。

3 まとめ

適格ストックオプションの場合、付与の時点での課税関係は発生しない。

行使時の課税関係についても、本事例の場合、行使日の株式の市場価額が1,500円であるところ行使価額の700円で購入しており、1株当たり800円の経済的利益を丙は得ているのであるが、適格ストックオプションに該当するため、行使時には、その経済的利益は課税されない。

仮に、適格ストックオプションとしてのいづれかの要件を満たさなかった場合、例えば、

「大口株主に該当しない旨の誓約」を拒絶した場合には、丙はストックオプションの付与から行使まで、国内勤務が全くないことから課税されるべき国内源泉所得はないものといえよう。

譲渡時の課税関係については、本事例の場合、適格ストックオプションの行使により取得した株式は「特定株式」となり、行使の段階では課税が繰り延べられたものであるが、非居住者であったとしても、当該株式の譲渡所得については恒久的施設を有しない非居住者であっても申告の対象とされ、20%の税率で課税されることとされている。課税の対象となる所得は、売却価額の2,000円と行使価額700円の差額1,800円である。

適格ストックオプションに該当しない場合には、それが恒久的施設を有しない非居住者によるものであれば、当該株式の譲渡は単なる上場株式の譲渡として、通常わが国における課税はないものといえよう。